

亀山市告示第101号

亀山市地域子育て支援センター事業実施要綱及び亀山市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市地域子育て支援センター事業実施要綱及び亀山市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部を改正する告示

(亀山市地域子育て支援センター事業実施要綱の一部改正)

第1条 亀山市地域子育て支援センター事業実施要綱(平成17年亀山市告示第12号)の一部を次のように改正する。

第8条中「保育所」の次に「、認定こども園」を加える。

(亀山市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部改正)

第2条 亀山市ファミリーサポートセンター事業実施要綱(平成18年亀山市告示第44号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「保育所」の次に「、認定こども園」を加える。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。